**平成２５年（フ）第１０２７号**
福岡市東区下原４丁目７番56―203号
債務者　奥川　裕史
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１０４１号**
福岡市博多区諸岡３丁目４番15―201号
債務者　川添　真葉（旧姓真方）
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１０５２号**
福岡県糟屋郡宇美町四王寺坂２丁目１番１号
債務者　舩越　友彦
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１０５５号**
福岡県糟屋郡宇美町宇美中央３丁目６番６号
エスポワール58Ａ201号
債務者　高倉　里佳
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１０６１号**
福岡県朝倉郡筑前町依井1466番地１井手団地Ａ棟203号
債務者　緒方　仁美
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１０６２号**
福岡県朝倉郡筑前町依井1466番地１井手団地Ａ棟203号
債務者　緒方　仁志
1　決定年月日時　平成25年８月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１０６６号**
福岡県朝倉市古毛2146番地、住民票上の住所
福岡県朝倉市杷木若市2975番地
債務者　野寄　誠一
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１０６７号**
福岡市東区和白５丁目４番60―705号
債務者　渡邊マサ子
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１０８２号**
福岡県糸島市志摩吉田540番地
債務者　青木　　久
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１０９４号**
福岡県太宰府市吉松３丁目９番23号
債務者　荒瀬　　亨
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１０９５号**
福岡県太宰府市吉松３丁目９番23号
債務者　荒瀬　陽子
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１１００号**
福岡市城南区堤団地27番205号
債務者　山下　紘二
1　決定年月日時　平成25年７月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１１０７号**
福岡市南区柳瀬２丁目15番10号
債務者　前田　　博
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１１０８号**
福岡市中央区唐人町１丁目６番13号
債務者　川口　　歩
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１１１３号**
福岡市南区老司４丁目16番48号
債務者　板山　　清
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１１３０号**
福岡県大野城市御笠川６丁目３番９号スカイフィールド五番館302号
債務者　新山　伸幸
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１１３２号**
福岡市南区野多目１丁目２番11―101号
債務者　山本美知子（旧姓西海）
1　決定年月日時　平成25年７月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第１１３９号**
福岡市東区松島３丁目９番15―101号
債務者　吉武　政尚
1　決定年月日時　平成25年７月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月30日まで
福岡地方裁判所第４民事部